

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、JFEグループの中で鉄鋼事業を行う主要な連結子会社であります。JFEホールディングス株式会社は、間接所有も含め当社の議決権総数の59.6%を保有する親会社であります。

またJFEスチール株式会社は、間接所有も含め当社の議決権総数の54.2%を保有する親会社であり、当社はJFEグループの中で鉄鋼事業を行う主要な連結子会社であります。

当社は事業を推進するにあたり、親会社等の企業グループと一定の協力関係を保つ必要があると認識しております。そのため、親会社等の企業グループとの情報交換や、当社の業務運営・管理の適正化を目的として、親会社等から非常勤社外監査役1名を受け入れておりますが、その就任は当社からの要請に基づくものであり、独自の経営判断が行える状況にあると考えております。

更に、経営の独自性を一層高める観点から、企業グループ外からも1名の非常勤社外監査役を登用しております。当社と親会社等の企業グループは明確な事業の棲み分けがなされており、当社の自由な事業活動を阻害される状況にはありません。

当社および当社グループを構成する各社は、監査役制度を採用しております。2018年6月22日時点における当社の取締役は9名(うち社外取締役1名)、監査役4名(うち社外監査役2名)であります。当社グループの事業に精通した取締役が取締役会を構成することにより、業務執行に対する適切な監督機能を発揮するとともに、経営効率の維持・向上に努めており、監査役会が、経営を監視し、その健全性強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

当社は海外投資家比率が比較的低いことから、現状で議決権行使に大きな支障はないものと考えているため、電子行使制度の採用および招集通知の英訳につきましては実施しておりません。

【補充原則1-2-5 機関投資家等による代理議決権行使の希望】

当社では、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとしておりますので、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の株主総会へ出席や議決権の行使、質問を行うことは認めておりません。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示】

当社は現在海外投資家比率が比較的低いため、英語での情報開示は行っておりません。

【補充原則4-1-3 後継者計画の策定】

CEOの後継者計画は、当社の経営理念や具体的な経営戦略を踏まえ親会社と協議して検討し、またその選任にあたっては、取締役会にて独立社外取締役の助言を得ながら監督ならびに決議しております。

【補充原則4-3-2 CEOの選解任】

CEOの選解任については、当社の経営理念や具体的な経営戦略を踏まえ親会社と十分に協議しており、またその選任にあたっては、取締役会にて独立社外取締役の助言を得ながら監督ならびに決議することとしております。

【補充原則4-3-3 CEOの解任手続き】

CEOの解任の方針とその手続きについて、CEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合、取締役会は親会社と協議したうえで、取締役会にて独立社外取締役の助言を得ながら監督ならびに決議することとしております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、独立社外取締役を1名選任しておりますが、当該独立社外取締役は、取締役会において議案に対して外部からの視点で積極的に発言しており、取締役会においてはその意見を踏まえ活発な議論が行われています。また、必要に応じて、取締役会の議案の事前説明、代表取締役および監査役会との意見交換を定期的に行っております。

従いまして、当社の独立社外取締役は1名ではございますが、現時点では経営への提言・けん制は十分に機能していると考えております。

【補充原則4-10-1 任意の諮問委員会の設置】

当社は、任意の指名委員会など独立した諮問委員会を設置していませんが、CEOの選解任については当社の経営理念や具体的な経営戦略を踏まえ親会社と十分に協議しており、CEOを含めた取締役の決定にあたっては、取締役会にて独立社外取締役の助言を得ながら監督ならびに決議することとしております。

当社は任意の報酬委員会など独立した諮問委員会を設置していませんが、役員報酬を取締役会にて決議し決定しております。具体的には、月次役員報酬については、役位により決められた基準額をもとに各取締役の前期の業績を勘案して報酬額を決定しております。また、役員賞与は前期の会社業績を勘案し株主総会で賞与総額を決定し、目標達成状況をもとに個々の役員賞与を決定しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

<政策保有に関する方針>

当社は、取引先との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るために必要と判断した場合を除き、原則として政策保有株式を保有しません。また、政策保有株式については、毎年取締役会にて検証を行っています。

<議決権行使に関する方針>

当社は、政策保有株式に係る議決権行使については、その議案が当社の保有目的に資するものであるか、株主価値を毀損するものではないか等を総合的に勘案して行います。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が役員との取引を行う場合には、会社及び株主共同の利益を害さないよう、取締役会において、当該取引の合理性・妥当性等について審議し、特別な利害関係を有する者が決議に参加しない等適切な措置を講じた上で承認いたします。

また主要株主等との取引を行う場合には、定期的および必要に応じて取締役会が報告を受けております。なお、取引条件等については、一般的取引と同様に決定しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

企業年金の積立金の運用には専門性が必要となることから、全てを委託運用としております。投資先企業の選定や議決権行使の判断は運用機関に委ねられているため、運用受託機関へのモニタリングを適切に行うことにより、従業員利益の最大化に努めております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

<企業理念>

当社ホームページをご参照ください。

<http://www.jfecon.jp/company/profile/rinen.html>

<経営戦略、経営計画>

2020年度までの3年間を実行期間とする中期経営計画を策定しております。経営環境が大きく変化を続けていく中、「国内ドラム事業の競争力強化」と「中国ドラム事業の質・量的成長と収益拡大」、「高圧ガス容器の事業化」に取り組み、企業体質の強化と事業の拡大、成長戦略の推進を図ってまいります。中期経営計画の概要につきましては、当社ホームページにおいて開示しております。

<http://www.jfecon.jp/information/>

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社の基本的な考え方は、「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

当社は、コーポレートガバナンス・コードの理念および原則を順守することを基本方針として、コーポレートガバナンスの強化に努めております。

(3) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続につきましては、本報告書の「2.1.【取締役報酬関係】」に記載しております。

(4) 取締役・監査役候補の選解任・指名を行うに当たっての方針と手続

当社の経営方針を共有し、かつ当社の経営に対し客観的立場から必要に応じご指摘、ご意見をいただける人格、識見、能力を有していると考えられる方を選定し、取締役会で決議しております。また、取締役・監査役の選解任は株主総会において決定しております。

(5) 取締役・監査役候補の選解任・指名を行う際の個々の選任・解任についての説明

個々の選任・指名については、選任時に株主総会招集ご通知に記載し説明しております。解任時にはその理由を開示し、株主総会招集ご通知に記載することとしております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社は、取締役会規則により明確な基準による決定権限および決定手続きを定め、重要な事項については経営会議による審議の上、取締役会で決定しております。

また、取締役会規則で定める重要な業務執行の決定以外の決定については、業務執行にかかる意思決定を迅速に行うため、その権限を当該業務の担当役員に委譲しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役の独立性については、東京証券取引所が示す独立性判断基準をもとに判断しています。

【補充原則4-11-1 取締役の選任に関する方針・手続】

当社の取締役会は、様々な知識、経験および能力を有する者により構成し、取締役の員数を18名以内としております。

当社の社内取締役は、当社事業に関する深い理解と知見を有する方の中から、経営の意思決定および執行の監督を担うに相応しい見識を持った人物を選任いたします。

社外取締役は、企業経営や事業運営等の経験を通じた深い知見を有する方の中から、ガバナンス強化の役割を担うに相応しい人物を選任いたします。

以上の考え方から、取締役会の全体としてのバランスを確保しております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼務状況】

当社の社外取締役・社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集ご通知を通じ、開示を行っております。

・株主総会招集ご通知 <http://www.jfecon.jp/company/investor/stockholder.html>

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価の分析・評価】

当社では、取締役会の実効性評価を実施しております。

評価にあたっては、取締役および監査役全員を対象に、取締役会の構成、運営、議題および意思決定の品質等について網羅的に自己評価・自己分析を行うアンケート形式にて行っております。

評価の集計および分析の結果、当社の取締役会はリスクと成長のバランスを認識しつつそれぞれの立場で自由闊達な議論が行われ、社外取締役および社外監査役の意見を真摯に受け止める企業文化が定着している点が優れている一方で、いまだ取締役会の効率的な運営に見直す余地があることが確認され、これについては取締役会で議論し、取締役への事前資料閲覧の早期化や議案審議の効率化を図っていくことといたしました。また中期計画策定では議論がなされましたが、継続して中期的な企業価値向上について議論を深めていくことや、取締役・監査役の継続的なトレーニング機会の提供でもさらなる充実を図っていくことといたしました。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社では、社内出身の新任役員は、役員としての必要知識、倫理観等を身につけるべく、JFEグループ全体で開催される新任役員研修に参加し

ております。

また、全役員を対象に、毎年、会社法やコンプライアンス遵守を重視した法務勉強会を開催しています。

その他、費用を会社が負担し、外部セミナー、外部団体への参加機会を提供しております。

社外取締役及び社外監査役に対しては、当社の事業内容、業績、財務、経営課題の説明や主要拠点の視察等も含め情報の提供を行っております。

【補充原則5 - 1 - 1 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためには、株主との建設的な対話が重要と考えております。

株主からの問い合わせ等に対しては、総務部が窓口となり、企画部と連携をとり必要に応じて個別に対応しております。

株主および投資家との建設的な対話を促進する責任者としては、企画部・総務部担当役員がその任にあっております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
JFEスチール株式会社	1,548,200	53.99
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	321,800	11.22
JFE商事株式会社	153,400	5.34
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	127,600	4.44
京極運輸商事株式会社	63,600	2.21
JFEコンテナ社員持株会	39,653	1.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	31,800	1.10
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD-HONGKONG PRIVATE BANKING DIVISION-CLIENT ACCOUNT	22,400	0.78
山口 淳一	20,200	0.70
日新容器株式会社	17,700	0.61

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	JFEスチール株式会社(非上場) JFEホールディングス株式会社(上場:東京、名古屋)(コード)5411

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、ドラム缶の原料として、鋼材を親会社であるJFEスチール株式会社より購入しております。

同時に、韓国、台湾、中国の主力メーカーからも調達を行い、原料の安定確保、購入価格の平準化を図っております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社と親会社の企業グループは、明確に事業の棲み分けがなされており、親会社からの非常勤監査役の就任状況や出向者の状況は、独自の経営判断を妨げるほどのものではなく、一定の独自性が保たれていると認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
實川 正治	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
實川 正治		独立役員に指定しております。 <略歴> 昭和49年4月 日本鋼管株式会社入社 平成15年4月 JFEスチール株式会社西日本製鉄所薄板商品技術部長(理事) 平成16年4月 日本鋼管テクノサービス株式会社代表取締役社長 平成16年10月 JFEテクノリサーチ株式会社 常務取締役 平成19年4月 大和鋼帯株式会社代表取締役社長 平成25年4月 同社代表取締役社長退任 平成27年6月 当社社外取締役 現在にいたる	實川正治氏は、当社の親会社であるJFEスチール株式会社の元社員であります。退職後14年経っております。また兄弟会社である大和鋼帯株式会社の代表取締役社長でありましたが、これも退任後5年経っております。以上より、一般株主との利益相反が生ずるおそれはなく、独立役員として適任であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、四半期および期末決算に於ける会計監査結果についての意見交換、また、監査・実査・棚卸しへの立会いを行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
宮城 順一	他の会社の出身者													
須和 俊敦	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

宮城 順一	<p>独立役員に指定しております。</p> <p>< 略歴 > 昭和54年4月 川崎製鉄株式会社入社 平成16年4月 JFEスチール株式会社法務部主任部員 平成20年1月 JFE商事株式会社審査部主査 平成20年10月 同社法務部長 平成27年4月 JFEライフ株式会社監査役 平成27年6月 当社社外監査役 現在にいたる</p>	<p>< 招聘理由 > 法務経験を通じた知見、卓越した見識を有し、高い独立性と大所高所からの観点をもって当社の監査業務に貢献していただけると判断いたしました。</p> <p>< 独立役員指定理由 > 宮城順一氏は、当社の親会社であるJFEスチール株式会社および兄弟会社であるJFE商事株式会社の元従業員ですが、退職後それぞれ9年以上および3年以上経過しております。また、同氏は現在、親会社の子会社であるJFEライフ株式会社の監査役ですが、当社は、JFEライフ株式会社のほか複数の取引先と必要性に応じ取引しており、当社の意思決定に対して影響を与え得る取引関係にはありません。そのため、一般株主との利益相反が生ずるおそれはなく、独立役員として適任であると判断しています。</p>
須和 俊敦	<p>独立役員に指定しております。</p> <p>< 略歴 > 昭和56年4月 丸紅株式会社入社 平成18年3月 伊藤忠丸紅鉄鋼メキシコ会社社長 平成21年4月 伊藤忠丸紅鉄鋼米国会社 (DET) Division President 平成24年4月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社鋼材第三本部自動車鋼材第二部長 平成26年4月 同社鋼材第三本部長代行 平成27年4月 同社執行役員自動車鋼材本部長 平成29年4月 同社取締役兼常務執行役員 平成29年6月 当社社外監査役 現在にいたる</p>	<p>< 招聘理由 > 商社経験を通じた知見、卓越した見識を有し、高い独立性と大所高所からの観点をもって当社の監査業務に貢献していただけると判断いたしました。</p> <p>< 独立役員指定理由 > 須和俊敦氏は、当社の主要株主である伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社の取締役常務執行役員ですが、当社は、伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社のほか複数の商社と個々の必要性に応じ取引しており、当社の意思決定に対して影響を与え得る取引関係にはありません。そのため、一般株主との利益相反が生ずるおそれはなく、独立役員として適任であると判断しています。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

業績に連動した役員賞与を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬を支払った人数、その事業年度に支払った総額を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役は定款で18名以内と定め、その報酬限度額は、平成15年6月27日開催の第42回定時株主総会決議において、月額200万円以内（ただし、使用人としての職務に対する給与は含まない。）と決議していただいております。

取締役等の報酬を決定するに当たっては、報酬は業績向上や中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブと認識し、決議された範囲内で各取締役の役位と業績に対する貢献度に基づき報酬額を決定することを方針としております。決議された範囲内で各取締役の役位と業績に対する貢献度に基づき報酬額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対しましては、取締役会において、経営上の課題および月次報告を、資料を配布の上、十分に説明しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行に係る事項

当社では、重要事項につき、経営会議等での審議、取締役会での決定を行っております。当社における経営会議は、取締役全員と主要な部長とによって構成され、監査役が出席しております。

2. 内部監査および監査役監査、会計監査の状況

内部監査につきましては、内部監査組織を設置し、監査役と情報共有化を図り、監査体制の充実を図っております。

監査役監査につきましては、社外監査役2名を含む監査役4名の体制で、取締役会および経営会議その他の重要会議に出席するほか、必要に応じ取締役等から業務報告を聴取し、子会社等から事業の報告を受けることなどにより、取締役の職務の執行を監査しております。

会計監査につきましては、新日本有限責任監査法人を選任しております。業務を執行した公認会計士の氏名および所属する監査法人は以下のとおりであります。

指定有限責任社員業務執行社員公認会計士 中島 康晴(新日本有限責任監査法人)

指定有限責任社員業務執行社員公認会計士 澤部 直彦(新日本有限責任監査法人)

(注)監査用務に係る補助者の構成は、監査法人の選定基準に基づき決定されております。具体的には公認会計士および会計士補を主たる構成員としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループは、公正・公平・透明なコーポレート・ガバナンスの徹底と、グループ間での効率的な事業運営を行うことによる企業価値の向上を図るため、監査役制度を採用しております。また、当社では取締役の任期を1年とするともに、社外取締役1名を含む9名から構成される取締役会が業務執行に対する適切な監督機能を発揮するとともに、社外監査役2名を含む4名から構成される監査役会が、経営を監視し、会計監査人を含めた三者鼎立体制によりガバナンスに万全を期しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して6月22日に株主総会を開催しております。
その他	招集通知をホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料等	
その他	要望に応じ、機関投資家への説明を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念や環境理念、企業行動指針の中に規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、JFEグループのメンバーとして、社会を構成する一員としての企業の責任を自覚し、よりよい社会の構築に向けた企業の社会的責任(CSR)を経営の根幹に据え、取り組んでおります。 また、ISO14001認証を取得し、環境対応商品の開発とその販売活動を行う等、環境問題に積極的に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社におきましては、適時適切な開示の重要性を認識し、株主・投資家の皆様に迅速、正確な会社情報を開示することに努めております。 決算の早期化および正確な情報開示を図っておりますが、一層の社内体制(開示委員会)充実、監査役および会計監査人との連携を図ります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、JFEグループの一員として「JFEグループは、常に世界最高の技術をもって社会に貢献します。」との企業理念の実現と持続性の高い企業体質の確立をめざし、法令および定款を遵守しつつ企業価値の最大化を図るため、以下のとおり内部統制体制を構築する。また、本基本方針およびそれにしがたい構築された内部統制体制については、継続的な見直し、改善に努めています。

1. 会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項各号に掲げる体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ア) 取締役会規則など社内規程にしがたい、法定事項を含む一定の重要事項は、取締役会で審議の上決定する。

(イ) 業務執行は、代表取締役社長のもと、当社取締役会の審議・決定にもとづき執行する。

そのような審議・決定に付されない案件・事項については、業務分掌規程・管理職職務権限規程にもとづき執行される。

(ウ) 倫理法令遵守を目的とする委員会(CSR委員会)を設置し、総務部が倫理法令遵守を所管するものとし、倫理法令遵守のための取り組みを行う。

(エ) 当社独自に、あるいはJFEスチール・グループの法令周知部会を通じて、法令の制定、変更をフォローするとともに、適宜、当社体制もしくは諸規程・規則の見直しをおこない、または当社事業活動に反映する。

(2) 取締役の職務遂行にかかわる情報の保存および管理に関する体制

法令および文書保存規程にしがたい、取締役会議事録、重要事項にかかわる決裁書など一定の重要文書等は保存管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ア) 一定金額以上の設備投資または事業投融資など重要案件については、当社取締役会で審議のうえ、決定する。

(イ) 業務執行において、代表取締役社長または担当取締役がリスク管理上の課題を洗い出す事に努め、個別の重要なリスク課題については、必要となつと、取締役会で審議する。

(4) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(ア) 当社はJFEスチール株式会社の子会社であり、親会社が保持するJFEグループとしての、倫理法令遵守、損失危険管理、財務報告・情報開示などの体制に組み込まれている。そのため、一定重要事項について親会社と事前に協議する他、倫理法令遵守につき親会社が設置するコンプライアンス委員会からの注意喚起及び同委員会への報告、財務報告・情報開示におけるJFEグループ所属会社としての検討を実施する。

(イ) 当社は企業集団経営に関する一定の重要事項、当社子会社の一定の重要事項(損失の危険の管理に関する事項を含む)について、当社の機関決定・当社への報告までの手順を義務づけ、当社の取締役会規則等により決定手続等を定め、審議・決定し、または報告を受ける。

(ウ) 当社は当社および当社子会社の倫理法令遵守体制整備のため、倫理法令遵守を目的とする委員会を設置する。当委員会は、当社および当社子会社の倫理法令遵守に関する基本方針および重要事項の審議・決定を行い、施策の実施状況を監督する。当社の子会社は、会社の規模、事業の性質、機関の設計、その他会社の個性および性質を踏まえ、必要な倫理法令遵守体制を整備する。

(エ) 当社は、当社および当社子会社全体の倫理法令遵守に関する重要な情報が従業員等から経営トップに伝わる制度(企業倫理ホットライン)を、当社および当社子会社の従業員等も利用者として整備し、適切に運用する。

(オ) 当社の内部監査部門は、親会社の内部監査部門と連携し、当社および当社子会社の業務の有効性・効率性ならびに法令および定款の遵守状況について監査する。

(カ) 当社および当社子会社は、財務報告の信頼性を確保するための体制、適時適切な情報開示のために必要な体制を整備する。

2. 会社法第362条4項6号および会社法施行規則第100条3項各号に掲げる体制に関し、現行の当社の体制および諸規程・規則との関連について次のとおり確認する。

(1) 監査役職務を補助する使用人に関する事項およびその独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役からその職務を補助する使用人配置の要請があったときには、監査役と協議の上、配置する。当該使用人の選任、異動、評価および懲戒は監査役会による事前の同意を経ることなしには実施しない。当該使用人は、監査役の指揮・命令に従うものとする。

(2) 監査役への報告に関する体制

(ア) 監査役は、取締役会、経営会議およびその他の重要な会議に出席し、報告を受ける。

(イ) 取締役および使用人は、必要に応じまたは監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務の執行状況(当社および当社子会社に関する事項に関する重要なものを含む。)を報告する。当社または当社子会社の取締役、執行役員および使用人は、必要に応じまたは監査役の要請に応じ、監査役に対して職務の執行状況を報告する。

(ウ) 企業倫理ホットライン担当部署が受けた通報または相談された法令違反行為等については、監査役に対して内容を報告する。監査役への報告については、通報、相談もしくは報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保する。

(3) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務執行に必要な費用について請求があった場合、特に不合理なものでなければ前払い又は償還に応じる。

(4) その他監査役監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

(ア) 監査役は、監査役会規則、監査役監査規程等を定め、組織的かつ実効的な監査役体制を構築する。

(イ) 取締役および使用人は、監査役監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、子会社調査、子会社監査役との連携等の監査役活動が円滑におこなわれるよう、監査環境の整備に協力する。

(ウ) 監査役は、会計監査人、内部監査室等の監査結果について適宜報告をうけ、それぞれと緊密な連携を図る。

<<整備状況>>

当社の内部統制に関する体制につきましては、「内部統制体制構築の基本方針」に従って、取締役会規則、経営会議規程、JFEグループコンプライアンス委員会規程等の各種会議規程、業務分掌規程、管理職職務権限規程、および文書管理規程を制定すること。ならびに企業倫理ホットラインを設置すること等により、整備されております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

<JFEグループ反社会的勢力への対応方針>

反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所管する部署を総務・法務担当部署と定めるとともに、事案発生時の報告および対応に係る規程等の整備を行い、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応してまいります。

<反社会的勢力排除に向けた整備状況>

1. 不透明な取引の排除を目的に、各都道府県施行の暴力団排除条例を遵守し、取引先に関する情報収集ならびに属性審査を行うとともに各種取引契約書に暴力団排除条項を明記しております。
2. コンプライアンスガイドブックの配布を通じ、全役員・社員に対し「JFE グループ反社会的勢力への対応方針」および具体的な対応基準等の周知徹底を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は買収防衛策を導入しておりませんが、企業価値を毀損するような買収提案に対する備えが必要な場合には、対応策を講じてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、証券市場における当社の信用を保持することを目的として重要事実に関わる社内規程を定め、その情報管理と適時開示の判断・実施を所管する部署を設置し、金融商品取引法に基づく有価証券報告書、臨時報告書等の法的開示に加え、重要な会社情報を適時・適切に開示しております。

なお、会社情報の適時開示に際しては、東京証券取引所が定める「有価証券上場規程」「有価証券上場規程施行規則」に則り、TDnetへの登録を実施しております。

